

大芸祭・障芸祭「まほろば あいのわ コンサート」開催業務委託仕様書

I. 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県障害者大芸術祭実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「まほろば あいのわ コンサート」開催業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務の目的

奈良県では、「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに、令和元年9月1日から11月30日までの3ヶ月間にわたり、「奈良県大芸術祭」と「奈良県障害者大芸術祭」を一体開催する。

「まほろば あいのわ コンサート」は、障害への理解と認識を深め障害者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、障害のあるなしに関わらず多くの方に芸術文化に触れる機会を提供することで文化の振興を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和元年11月29日（金）まで

4. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

5. 提出資料

乙は、本業務受託決定後、速やかに下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 本業務の実施スケジュール（実施内容及び作業工程表を含む）
- (2) その他甲が指示する書類

6. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

7. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

8. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きは、原則乙において対応するものとする。(申請に係る経費は委託料に含む。)

10. 印刷物制作に係る写真の使用

乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。(申請に係る経費は委託料に含む。)

11. 著作物等の使用に係る申請手続き

乙は本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。(申請に係る経費は委託料に含む。)

12. 契約に関する条件等

本業務に関わる一切の費用を契約金額に含む。

II. 業務内容

13. 業務概要

(1) 「まほろば あいのわ コンサート」の企画・開催

※ 甲が想定するイベント開催会場、開催予定日及び会場仮押さえ期間は別紙のとおり。特段の事情がない限り、記載の会場・日程で開催すること。なお、別紙に記載のない会場・日程で、業務実施に必要なものがある場合は、乙が会場を手配すること。

(2) 広報の実施

(3) 写真等による記録

(4) 障害のある人への配慮

(5) 打合せ協議

(6) 業務実施報告書の作成

(7) その他

14. 業務詳細

本業務の実施にあたっては、上記2. 業務の目的を踏まえ、障害のあるなしにかかわらず誰もが参加し楽しむことができ、会場規模に合わせた集客が可能となるよう企画・広報等を工夫するとともに、事業実施にあたり必要な体制を確保すること。

業務の詳細は、次に掲げる(1)から(7)のとおりとする。

(1) 「まほろば あいのわ コンサート」の企画・開催

・ 障害のある人とない人が音楽を通じてともに理解を深め、絆を強めるコンサートを開催すること。

・ 十分な実績を有しかつ障害の特性を理解する音楽家が出演者の指導を行うこと。

- ・出演者は公募により障害のある人とない人を募集するとともに、2時間30分～3時間程度（休憩時間を含む）の練習会を3回以上開催すること。
- ・練習会では、音楽の指導の他に公募により集まった参加者同士の交流を図る取組を行うこと。
- ・音楽指導及びコンサート出演を希望する県内の障害者施設等を公募し、2以上の障害者施設等で指導を行うこと。
- ・出演者は150～200名程度とし、公演時間は休憩時間を含め90分～120分程度とすること。
- ・コンサートでは、障害のある人とない人の交流を目的としたゲストステージ等の企画を組み入れること。なお、ゲストはプロに限定しない。
- ・イベントの参加は事前申込制とし、申込受付業務等を行うこと。なお、イベント開催会場できめ細やかな対応が可能となるよう、申込時に障害のある人への配慮事項を確認すること。また、入場証の交付及び参加申込者名簿の作成を行うこと。

(2) 広報の実施

① イベントの開催周知や障害の有無にかかわらず多数の参加者を獲得するため必要な広報を行うこと。

② 広報用チラシ・ポスター等の作成

掲載内容・デザイン、納期は事前に甲と協議の上決定する。また、必要な部数を作成することとし、最終的な作成部数は、広報の実施方針・来場予定者数の状況を踏まえ、甲と協議の上決定するものとする。なお、あらかじめ甲の想定するチラシ・ポスター等の配送時期、最低限の作成部数は次のとおり。

【想定】

	配送時期	チラシ	ポスター
出演者募集	7月	A4 両面 15,000部	—
観覧者募集	9月	A4 両面 15,000部	A2 100枚

③ 配送

作成した広報用チラシ・ポスター等は、県内各市町村、県内公共施設、県内学校、県内障害関係施設等への配送を行うこと。

ただし、奈良県障害者大芸術祭の全体広報に伴うチラシ・ポスター等の一括配送を7月及び9月に予定しており、上記14.(2)②【想定】に記載のチラシ・ポスターの配送に係る経費の計上は、本業務においては必要ない（広報用チラシ・ポスター等の作成及び後日指定する先への納品は本業務に含む）。

(3) 写真等による記録

業務実施状況を記録するため、写真等の撮影を行うこと。撮影した写真等は下記の16. 成果品及び納期により提出すること。

(4) 障害のある人への配慮

障害のある人への配慮として、原則、次の事項を実施すること。ただし、各業務の性質に鑑み、必要性が低い事項についてはこの限りでない。また、その他必要と考えられる取組があれば、付加して実施すること。

① チラシ等へのUni-Voiceコードの配置、ユニバーサルフォント・ユニバーサルカラーの使用、当日配布プログラム等の点字資料の作成、点字アンケート・ルーペの用意等を行うこと。なお、点字資料の作成にあたっては、日本盲人社会福祉施設協議会加盟団体の

監修を受けること。

② 必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者を配置すること。

③ 「障害者配慮マニュアル」等を作成し、受付・案内係等の会場要員に障害のある人への対応等を十分理解させること。

(5) 打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ記録簿を作成し、甲の承認を受けて提出すること。

(6) 業務実施報告書の作成

業務の概要について、業務実施後も県民や関係者等に情報提供・情報発信できるよう、業務内容及び結果等を写真等を使い、分かりやすくまとめて甲に提出すること。

(7) その他

① 業務の企画・実施にあたっては、甲及び関係者等との連絡・調整・手続き等を行うこと。

② 各事業の実施の5日※前までに、運営計画、全体管理マニュアル、台本等など必要事項を盛り込んだ実施計画書を作成すること。

③ 事業実施日には必要な人員を確保し、事業の運営・進行を行うこと。

④ 事業の実施に際し、会場設営、撤去等を行うとともに照明・音響・映像等資機材及び進行運営備品等の手配を行うこと。

⑤ 開催・申込等についての問合せ窓口を設置し対応を行うこと。

⑥ 参加者に会場でアンケートを行うこと（作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。）

⑦ 業務の実施にあたっては、安全に十分配慮するとともに、必要な各種保険に加入すること。

⑧ 公募出演者及び来場者の参加料は無料とする。

⑨ 会場使用料、設備使用料、会場設営・撤去費、アート作品の賃借料及び輸送費用費、チラシ・ポスター作成費用、出演者・指導者等の謝金、出演者・指導者等の交通費・弁当代等飲食費、照明・音響・映像等資機材及び進行運営備品に係る経費、大道具・小道具、美術及び衣装に係る経費、当日要員（ディレクター、オペレーター、スタッフ等）に係る経費、舞台・会場装飾の製作費、保険料、著作物等使用に係る費用等本業務の実施に必要となる一切を委託費に含む。

⑩ その他本業務の実施にあたり、必要な事項を実施すること。

15. 業務の進め方

(1) 乙は、業務に先立ち業務実施スケジュール等を作成し、甲の承認を得て業務を実施すること。

(2) 乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

(3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。

(5) 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

Ⅲ. 提出物

16. 成果品及び納期

本業務における成果品及び納期は次のとおりとする。

- (1) 打合せ記録簿・・・・・・・・・・・・・・一式（打合せ協議の都度1週間以内）
- (2) チラシ、ポスター等・・・・・・・・・・・・部数・納期は甲と調整のうえ決定
- (3) 実施計画書・・・・・・・・・・・・・・1部（各イベントの実施の5日※前まで）
- (4) 記録写真データ・・・・・・・・・・・・一式（各イベントの終了日から5日※以内）
- (5) 記録動画データ・・・・・・・・・・・・一式（各イベントの終了日から5日※以内）
- (6) 業務実施報告書・・・・・・・・・・・・2部（令和元年11月29日（金）まで）
- (7) DVD又はCDによる（1）～（6）の電子データ
・・・・・・・・・・・・一式（令和元年11月29日（金）まで）

17. 成果品の納入場所

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県障害者大芸術祭実行委員会事務局
（奈良県地域振興部文化振興課内）

18. その他提出物

乙は、別途甲が定める書類（業務完了届、請求書等）を提出するものとする。

Ⅳ. その他の事項

19. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ①最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - ②健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

20. その他

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項を遵守すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

※ 奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項の規定による県の休日を除く。

以 上

甲が想定するイベント開催会場、開催予定日及び会場仮押さえ期間

番号	イベント名・区分	開催会場名	開催予定日	会場仮押さえ日時	会場使用料 (見込・ 設備使用料除く)	
1	まほろば あいの わ コンサート	練習会①、②	奈良県橿原文化会館 (小ホール)	①9月22日(日) ②10月12日(土)	9月22日(日) 13:00～21:30 10月12日(土) 13:00～21:30 練習会は2時間30分～3時間程度を想定	奈良県橿原文化会館の規定による
		練習会③	DMG MORI やまと郡山城ホール (レセプションホール)	10月20日(日)	10月20日(日) 13:00～21:30 練習会は2時間30分～3時間程度を想定	DMG MORI やまと郡山城ホールの規定による
		出張練習会	甲と協議の上決定	9月中旬～10月下旬の期間に2回以上 (詳細は甲と協議の上決定)	—	—
		本番準備 (会場設営等)	DMG MORI やまと郡山城ホール (大ホール)	11月3日(日)	11月3日(日) 9:00～21:30	DMG MORI やまと郡山城ホールの規定による
		コンサート本番	DMG MORI やまと郡山城ホール (コンサート会場：大ホール その他楽屋等で使用：レセプションホール、リハーサルルーム、会議室A・B・C、楽屋1～5)	11月4日(月・祝)	11月4日(月・祝) 9:00～21:30	

※ 特段の事情がない限り、記載の会場・日程で開催すること。